

新型コロナウイルス感染症に係る保育園等の開所等に対する府の考え方（ver.2）

令和2年7月16日現在
大阪府福祉部子ども室子育て支援課

①当該園（*）に感染者がいない場合

（*）保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設

原則、開所。

②当該園等において子ども・職員等の感染が確認された場合

保健所と相談のうえ、当該園の臨時（一部）休園を検討。併せて、代替保育の提供を検討。

③地域で感染が拡大（当該園に感染者がいない）

必要な者に保育を提供のうえ、規模縮小の検討。

上記の考え方を踏まえ、開所等については、地域の感染状況等により、市町村（園）において判断する。

<参考：個別の子ども・職員等への対応>

●子ども・職員等に感染が確認された場合

→子どもについては利用を断り、職員については出勤を行わない（期間は治癒するまで。）。

●子ども・職員等が濃厚接触者※に特定された場合

→2週間を目安に登園を避けるよう要請（感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を目安）

※濃厚接触者とは、感染者が新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間に接触した者のうち、

- ・「感染者」と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「感染者」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する） など

●子ども・職員等で発熱や呼吸器症状が認められた場合

→解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、子どもについては利用を断り、職員については出勤を行わない。